

## 参加意思確認公募について

令和5年7月21日

長野市長 荻原 健司

次のとおり、参加意思確認書の提出を公募します。

### 1 当該公募の主旨

本事業は、JR長野駅を起点とし、本市と事業者の役割分担を定めた協定に基づきレンタサイクル事業を行うことにより、観光客の回遊性の向上させることで滞在時間の延長と観光消費額の拡大を図ることを目的とするものである。

業務実績として求める他自治体においてシェアサイクル事業を行った実績があることについては、予約・返却・決済に係るアプリケーションなど既存のシステムの活用ができるとともに、他自治体において登録済みのユーザーは改めて登録する必要がないため利用しやすくなる。また、コールセンターなどの共通業務は新規参入事業者と協定を結んだ場合よりも安価な運営が期待できる。さらに、県内での実績については、松本市、安曇野市、塩尻市（今年度導入予定）を訪れたシェアサイクル利用者が長野市でも利用しやすいことで、県内での滞在時間延長や消費額拡大も期待できる。

技術的要件について求めるアプリ連携については、自転車を利用したい観光客が専用アプリをダウンロードすることなく、既に多くのユーザーがインストール済みのアプリから容易に登録できるため、利用者登録の促進が見込めるものである。

このことから、本事業の実施にあたっては、業務実績要件等を兼ね備えているOpenStreet(株)（以下「特定の法人」という。）を協定の相手方とする手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、3の応募要件を満たし、本事業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合若しくは3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との協定締結手続に移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して、指名による見積り合わせを行う予定である。

### 2 事業の概要

- (1) 事業名 長野市レンタサイクル事業
- (2) 実施エリア JR長野駅を起点とし、往復50キロ程度までのエリア
- (3) 事業の内容 公設民営による無人レンタサイクル事業  
本市と事業者の役割分担、費用負担等の詳細は仕様書を参照
- (4) 実施期間 協定締結日から令和6年3月31日まで

### 3 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること

- (1) 基本的要件（契約行為に準ずる要件）
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 長野市入札参加者指名停止等措置基準に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

エ 参加意思確認書を提出しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

(2) 技術力に関する要件

スマートフォン利用者のうち一定のシェアをもつアプリとの連携によって登録できる、又は今年度中に連携予定があること。（P a y p a y、L I N E等）

(3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

(5) 業務実績に関する事項

他自治体及び県内において、シェアサイクル事業（実証実験を含む）を行った実績があること。

#### 4 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書（様式第1号）

イ 技術力及び業務実績を証する書類

(2) 提出期限 令和5年7月27日（木）正午まで

(3) 提出場所 6に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等記録が残るものに限る。）すること。

電送又は電子メールでの提出も可とするが、着信を確認すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。

イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

エ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない。

5 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、次に掲げる事項を記載した通知を送付する。

- (1) 応募要件を満たさないとした者にあつては、所定の期限までに応募要件を満たされないとされた理由について説明を求めることができる旨を記載した参加意思確認結果通知書を送付する。
- (2) 応募要件を満たすとした者にあつては、参加意思確認結果通知書に代えて、指名による見積り合わせ通知書を送付する。

6 担当部局

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市役所 商工観光部観光振興課 観光振興担当

電話 026-224-8316 FAX 026-224-5043

メール kankou@city.nagano.lg.jp

担当者 竹

7 その他

- (1) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とする。
- (2) 予算その他本市の事情により、当該手続を中止する場合がある。
- (3) その他の本公募に関する問い合わせ先は6と同じとする。

様式第1号

参加意思確認書

年 月 日

長野市長 宛

住所  
商号又は名称  
代表者名

⑩

年 月 日付けで公表のあった下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務等の名称 長野市レンタサイクル事業

2 添付書類

(1) 技術力及び業務実績を証する書類

所 属	
役 職 名	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メ ー ル	